

長 建 協 発 第 3 6 4 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【公 印 省 略】

「共同企業体のあり方について」の改定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んできています。

このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが指摘されております。

以上のことから、中央建設業審議会において、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体の導入について審議されてきました。

その結果、地域維持型建設共同企業体の導入を盛り込んだ「共同企業体のあり方について」の改定がなされ、同審議会より各省庁の長並びに各都道府県知事及び各政令指定都市市長に対し、別添のとおり勧告がなされましたのでお知らせ申し上げます。